|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 第１条～第６条　略（補助金の交付の申請）第７条　規則第３条第１項の補助金等交付申請書の様式は、別記第１号様式によるものとし、知事に提出しなければならない。２　略第８条～第９条　　略（実績報告等）第10条　規則第11条第１項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第４号様式によるものとし、事業実施年度の翌年度の４月15日までに知事に提出しなければならない。２　略 ３　略第11条～第14条　　略（附則）　略（附則）　この要綱は、平成31年３月25日から施行する　。新 | 第１条～第６条　略（補助金の交付の申請）第７条　規則第３条第１項の補助金等交付申請書の様式は、別記第１号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。２　略第８条～第９条　　略（実績報告等）第10条　規則第11条第１項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第４号様式によるものとし、事業実施年度の３月31日までに知事に提出しなければならない。２　略 ３　略第11条～第14条　　略（附則）　略旧 |
| 別表第１（第３条関係）１～10　略11　県税の滞納があるとき。　別記第1号様式（第７条関係）【添付書類】１　事業計画書２　資金計画書３　補助金交付申請時における会員（地方公共団体である会員を除く。）が保有する営業用バスの登録台数に関する調書４　県税の滞納がないことを証明する書類 | 別表第１（第３条関係）１～10　略別記第1号様式（第７条関係）【添付書類】１　事業計画書２　資金計画書３　補助金交付申請時における会員（地方公共団体である会員を除く。）が保有する営業用バスの登録台数に関する調書 |